

「道路交通法施行規則が改正され」

## 補聴器を使用の方も第二種免許が取得できるようになります

現在、第二種運転免許の適性試験（聴力）の合格基準は、

補聴器を使用せずに、両耳の聴力が10メートルの距離で、  
90デシベルの警音器の音が聞こえること

ですが、平成28年4月1日からは、

補聴器を使用すれば、両耳の聴力が10メートルの距離で、  
90デシベルの警音器の音が聞こえること

に改正されます。

○ 補聴器を使用されている方で、第二種免許の取得を希望される場合は、下記の窓口に相談願います。

- 福井県運転者教育センター内 試験係（坂井市春江町）
  - ・ 電話 0776-51-2820
- 福井県嶺南運転者教育センター（三方上中郡若狭町）
  - ・ 電話 0770-45-2121
- 福井県丹南運転者教育センター（越前市余田町）
  - ・ 電話 0778-21-3613
- 福井県奥越運転者教育センター（大野市南新在家）
  - ・ 電話 0779-66-7700
- 二種免許の教習をしている指定自動車教習所（入校）